

This Page Is Inserted by IFW Operations  
and is not a part of the Official Record

## **BEST AVAILABLE IMAGES**

Defective images within this document are accurate representations of the original documents submitted by the applicant.

Defects in the images may include (but are not limited to):

- BLACK BORDERS
- TEXT CUT OFF AT TOP, BOTTOM OR SIDES
- FADED TEXT
- ILLEGIBLE TEXT
- SKEWED/SLANTED IMAGES
- COLORED PHOTOS
- BLACK OR VERY BLACK AND WHITE DARK PHOTOS
- GRAY SCALE DOCUMENTS

**IMAGES ARE BEST AVAILABLE COPY.**

**As rescanning documents *will not* correct images,  
please do not report the images to the  
Image Problems Mailbox.**

(12)

PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11)Publication number : 06-044158

(43)Date of publication of application : 18.02.1994

(51)Int.Cl. G06F 13/00  
G06F 9/445  
G06F 15/16

(21)Application number : 03-183289

(71)Applicant : INTAAKOMU:KK  
TRAVELING SOFTWARE INC

(22)Date of filing : 27.06.1991

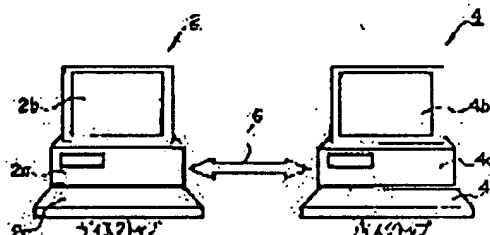
(72)Inventor : KOBAYASHI YASUMASA  
OMOTE TOKUO  
GORDON FREE  
BRETT GILBERT

(54) REMOTE INSTALLING METHOD

(57)Abstract:

PURPOSE: To make it possible to start a target software in another personal computer by connecting the personal computer being different in machine kind and media by a cable.

CONSTITUTION: The first and second personal computers PC2 and 4 are provided by connecting by a cable and a remote installing software is started in PC2. The input setting of PC4 is changed in change-over from a standard input from a keyboard to the cable so as to generate a loader file in the media of PC4. Then, a batch file for executing the loader file is outputted from PC2 to PC4, the loader file is started in PC4 and target software transfer from PC2 is received. In PC4, the standard input is returned in input setting by the operating system command of the batch file and the target software is started.



LEGAL STATUS

- [Date of request for examination]
- [Date of sending the examiner's decision of rejection]
- [Kind of final disposal of application other than the examiner's decision of rejection or application converted registration]
- [Date of final disposal for application]
- [Patent number]
- [Date of registration]
- [Number of appeal against examiner's decision of rejection]
- [Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection]
- [Date of extinction of right]

(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開平6-44158

(43)公開日 平成6年(1994)2月18日

| (51)Int.Cl. <sup>8</sup> | 識別記号    | 庁内整理番号             | F I           | 技術表示箇所  |
|--------------------------|---------|--------------------|---------------|---------|
| G 0 6 F 13/00            | 3 5 1 H | 7368-5B            |               |         |
| 9/445                    |         |                    |               |         |
| 15/16                    | 4 2 0 S | 9190-5L<br>9367-5B | G 0 6 F 9/ 06 | 4 2 0 J |

審査請求 未請求 請求項の数1(全7頁)

|          |                 |         |  |
|----------|-----------------|---------|--|
| (21)出願番号 | 特願平3-183289     | (71)出願人 | 591160453<br>株式会社インターコム<br>東京都千代田区神田駿河台2-9   |
| (22)出願日  | 平成3年(1991)6月27日 | (71)出願人 | 591160464<br>トラヴェリング ソフトウェア、インコーポレイテッド<br>TRAVELING SOFTWARE, INCORPORATED<br>アメリカ合衆国、ワシントン州98011、ボセル、ノース クリーク パークウェイ<br>18702番地 |
|          |                 | (74)代理人 | 弁理士 西郷 義美  |

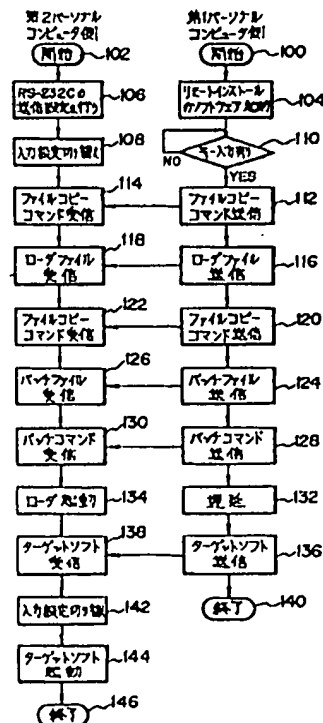
最終頁に続く

(54)【発明の名称】 リモートインストール方法

(57)【要約】 (修正有)

【目的】 リモートインストール用ソフトウェアにより第2パーソナルコンピュータにおけるターゲットソフトウェアの起動を可能とする。

【構成】 第1パーソナルコンピュータにおいてリモートインストール用ソフトウェアを起動させ、第2パーソナルコンピュータのオペレーティングシステムコマンドによりケーブル用通信設定を行うとともに、メディアに第1パーソナルコンピュータからオペレーティングシステムのファイルコピーコマンド、ローダファイル、バッチファイル、バッチファイル名を出力する。次に第2パーソナルコンピュータにおいてローダファイルを起動し、第1パーソナルコンピュータからのターゲットソフトウェア転送の受信待ちとし、バッチファイル名の出力から所定時間の経過後に第1パーソナルコンピュータは転送を開始し、第2パーソナルコンピュータ内にターゲットソフトウェアのファイルを作成する。



## 【特許請求の範囲】

【請求項1】 ローカル側第1パーソナルコンピュータを設けるとともにこの第1パーソナルコンピュータに対して少なくとも機種やメディアのいずれか一の異なるリモート側第2パーソナルコンピュータを設け、第1、第2パーソナルコンピュータをケーブルにより接続して設け、前記第1パーソナルコンピュータにおいてリモートインストール用ソフトウェアを起動させ、第2パーソナルコンピュータのオペレーティングシステムコマンドによりケーブル用通信設定を行うとともに、第2パーソナルコンピュータの入力設定をキーボードからの標準入力からケーブル用に切替変更し、この切替動作が終了して第2パーソナルコンピュータが受信可能となった後に第1パーソナルコンピュータの待機状態を解除し、第2パーソナルコンピュータのメディアに第1パーソナルコンピュータからオペレーティングシステムのファイルコピーコマンドを第2パーソナルコンピュータに出力するとともに、ローダファイルを出力して第2パーソナルコンピュータのメディアにローダファイルを作成し、第1パーソナルコンピュータからローダファイルを実行するバッチファイルを第2パーソナルコンピュータに出力して第2パーソナルコンピュータのメディアにバッチファイルを作成し、バッチファイル名を第1パーソナルコンピュータから第2パーソナルコンピュータに出力し、次に第2パーソナルコンピュータにおいてローダファイルを起動し、第1パーソナルコンピュータからのターゲットソフトウェア転送の受信待ちとし、バッチファイル名の出力から所定時間の経過後に第1パーソナルコンピュータは転送を開始し、第2パーソナルコンピュータは受信を開始するとともに第2パーソナルコンピュータ内にターゲットソフトウェアのファイルを作成し、転送の終了後に第1パーソナルコンピュータのリモートインストール用ソフトウェアを終了させ、そして、第2パーソナルコンピュータにおいてバッチファイルのオペレーティングシステムコマンドにより入力設定を標準入力に戻し、第2パーソナルコンピュータにおいてターゲットソフトウェアを起動することを特徴とするリモートインストール方法。

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

【産業上の利用分野】 この発明はリモートインストール方法に係り、特にローカル側パーソナルコンピュータに対して機種やメディアの異なるリモート側パーソナルコンピュータからターゲットソフトウェアを起動可能としたリモートインストール方法に関する。

## 【0002】

【従来の技術】 パーソナルコンピュータの発達に伴いオペレーティングシステム（一般に、OSの略される）やワープロ用ソフト・作図ソフト・表計算ソフト・通信ソフト等の各種のアプリケーションソフトが多数開発さ

れ、市販されている。

【0003】 パーソナルコンピュータは、各メーカー毎に、あるいはメーカー数社の協同によって開発されていることにより、使用するアプリケーションソフトにおいて互換性を有していないのが一般的である。

【0004】 また、パーソナルコンピュータには、3.5インチや5インチの大きさのフロッピーディスクを使用できるディスクドライブを有するものがあり、内蔵型あるいは外付け型のハードディスクも開発されている。

【0005】 更に、パーソナルコンピュータの中には、通常時にフロッピーディスクを使用できるディスクドライブを有さず、初期設定時のみカードや外付けディスクドライブ等の外部入力手段によってハードディスクにターゲットソフトウェアを入力し、初期設定以後はハードディスクのみを使用するものもある。

【0006】 前記パーソナルコンピュータにおいて、機種やメディアが異なる場合には、新たに互換用ソフトウェアや外付け型ディスクドライブを購入し、ローカル側パーソナルコンピュータ（あるいは手元パーソナルコンピュータ）のターゲットソフトウェアをリモート側パーソナルコンピュータ（あるいは相手パーソナルコンピュータ）の機種やメディアに合致すべく変換し、使用しているのが実情である。

## 【0007】

【発明が解決しようとする課題】 ところで、従来のパーソナルコンピュータにおいては、リモートインストール方法がなく、機種やメディアの異なるパーソナルコンピュータ間に互換性を有していないことにより、ローカル側パーソナルコンピュータ（あるいは手元パーソナルコンピュータ）に対してリモート側パーソナルコンピュータ（あるいは相手パーソナルコンピュータ）の機種やメディアが異なる場合には、ローカル側パーソナルコンピュータにて使用されるソフトウェアであるターゲットソフトウェアをリモート側のパーソナルコンピュータにおいてそのまま起動することができず、新たに購入した互換用ソフトウェアや外付け型ディスクドライブによってローカル側パーソナルコンピュータのターゲットソフトウェアをリモート側パーソナルコンピュータの機種やメディアに合致すべく変換する必要がある、使い勝手が悪いとともに、互換用ソフトウェアや外付け型ディスクドライブを購入するための不必要な費用がかかり、経済的に不利であるという不都合がある。

【0008】 また、リモート側パーソナルコンピュータ（あるいは相手パーソナルコンピュータ）にディスクドライブがないものにおいては、互換用ソフトウェアを使用することができず、ローカル側パーソナルコンピュータのターゲットソフトウェアをリモート側パーソナルコンピュータにて起動することが全くできないという不都合がある。

## 【0009】

【課題を解決するための手段】そこで、この発明は、上述不都合を克服するために、ローカル側第1パーソナルコンピュータに設けるとともにこの第1パーソナルコンピュータに少なくとも機種やメディアのいずれかの異なるリモート側第2パーソナルコンピュータを設け、第1パーソナルコンピュータをケーブルにより接続して、前記第1パーソナルコンピュータにおいてリモートインストール用ソフトウェアを起動させ、第2パーソナルコンピュータのオペレーティングシステムコマンドによりケーブル用通信設定を行うとともに、第2パーソナルコンピュータの入力設定をキーボードからの標準入力にケーブル用に切替変更し、この切替動作が終了した第1パーソナルコンピュータが受信可能となった後に第1パーソナルコンピュータの待機状態を解除し、第2パーソナルコンピュータのメディアに第1パーソナルコンピュータからオペレーティングシステムのファイルのコピーコマンドを第2パーソナルコンピュータに出力する際に、ローダファイルを出力して第2パーソナルコンピュータのメディアにローダファイルを作成し、第1パーソナルコンピュータからローダファイルを実行する際にファイルを第2パーソナルコンピュータに出力して第1パーソナルコンピュータのメディアにバッチファイルを作成し、バッチファイル名を第1パーソナルコンピュータから第2パーソナルコンピュータに出力し、第2パーソナルコンピュータにおいてローダファイルを実行し、第1パーソナルコンピュータからのターゲットソフトウェア転送の受信待ちとし、バッチファイル名から所定時間の経過後に第1パーソナルコンピュータから転送を開始し、第2パーソナルコンピュータは受信開始するとともに第2パーソナルコンピュータ内はターゲットソフトウェアのファイルを作成し、転送の完了後に第1パーソナルコンピュータのリモートインストール用ソフトウェアを終了させ、そして、第2パーソナルコンピュータにおいてバッチファイルのオペレーティングシステムコマンドにより入力設定を標準入力に戻し、第2パーソナルコンピュータにおいてターゲットソフトウェアを起動する。

【0011】

【作用】 上述如く発明したことにより、ローカル側第1パーソナルコンピュータとこの第1パーソナルコンピュータに設けられ少なくとも機種やメディアのいずれかの異なるリモート側第2パーソナルコンピュータとをケーブルにより接続し、リモートインストール用ソフトウェアにより第1パーソナルコンピュータにおけるターゲットソフトウェアの起動を可能とし、機種やメディアの異なるパーソナルコンピュータ間に互換性を有せしめ、新たに互換ソフトウェアや外付け型ディスクドライブを購入する必要がなく、使い勝手を向上させている。

【0012】

【実施例】 本図面に基づいてこの発明の実施例を詳細

に説明する。

【0012】 図1～図2はこの発明の実施例を示すものである。図2において、2はデスクトップ型のローカル側第1パーソナルコンピュータ、4はローカル側第1パーソナルコンピュータ2に対して少なくとも機種やメディアのいずれかの異なるデスクトップ型のリモート側第2パーソナルコンピュータである。

【0013】 パーソナルコンピュータにおいてメディアが異なる場合とは、主にフロッピーディスクの大きさの違いを言うものである。

【0014】 これら第1、第2パーソナルコンピュータ2、4を専用RS-232Cケーブルや4ヘッドケーブルからなるケーブル6により接続して設ける。

【0015】 前記ローカル側第1パーソナルコンピュータ2は、第1本体部2aと、第1CRT2bと、第1キーボード2cとを有する。また、リモート側第2パーソナルコンピュータ4は、第2本体部4aと、第2CRT4bと、第2キーボード4cとを有する。

【0016】 そして、前記ケーブル6は、第1パーソナルコンピュータ2の第1本体部2a裏面の専用コネクタ（図示せず）と第2パーソナルコンピュータ4の第2本体部4a裏面の専用コネクタ（図示せず）とを接続するものである。

【0017】 次に作用について説明する。

【0018】 前記ローカル側第1パーソナルコンピュータ2の電源を入れ、開始状態（100）にするとともに、リモート側第2パーソナルコンピュータ4の電源も入れ、開始状態（102）とする。

【0019】 そして、前記第1パーソナルコンピュータ2においてリモートインストール用ソフトウェアを起動（104）させ、第2パーソナルコンピュータ4のオペレーティングシステムコマンドによりケーブル用の通信設定（106）を行い、第2パーソナルコンピュータ4のオペレーティングシステムコマンドにより第2パーソナルコンピュータの入力設定をキーボードからの標準入力からケーブル用に切替変更する（108）。

【0020】 前記第1パーソナルコンピュータ2のキーボード2cからのキー入力があるか否かの判断（110）を行い、この判断（110）がYESとなるまで繰り返し行う。そして、判断（110）がYESとなった場合には、上述の切替動作が終了して第2パーソナルコンピュータ4が受信可能となるまで第1パーソナルコンピュータ2は待機状態となっている。

【0021】 第2パーソナルコンピュータ4が受信可能となった後に、第1パーソナルコンピュータ2の待機状態をキーボード2cからのキー入力により解除し、第2パーソナルコンピュータ4のメディアにターゲットソフトウェアの転送を行うソフトウェアたるローダファイルをコピーすべく第1パーソナルコンピュータ2からオペレーティングシステムのファイルコピーコマンドを第2

5

パーソナルコンピュータ4に出力・送信(112)し、第2パーソナルコンピュータ4がファイルコピーコマンドを受信(114)する。

【0022】前記第1パーソナルコンピュータ2からローダファイルを実行するバッチファイルを第2パーソナルコンピュータ4に出力・送信(116)することにより、第2パーソナルコンピュータ4はローダファイルを受信(118)し、第2パーソナルコンピュータ4のメディアにローダファイルを作成する。

【0023】また、前記第1パーソナルコンピュータ2からオペレーティングシステムのバッチファイル用ファイルコピーコマンドを第2パーソナルコンピュータ4に出力・送信(120)し、第2パーソナルコンピュータ4がファイルコピーコマンドを受信(122)する。

【0024】第1パーソナルコンピュータ2からローダファイルを実行するバッチファイルを実行するバッチファイルを実行するバッチファイルを実行するためにバッチファイル名たるバッチコマンドを第1パーソナルコンピュータ2から第2パーソナルコンピュータ4に出力・送信(124)することにより、第2パーソナルコンピュータ4はバッチファイルを受信(126)し、第2パーソナルコンピュータ4のメディアにバッチファイルを作成し、第2パーソナルコンピュータ4においてバッチファイルを実行するためにバッチファイル名たるバッチコマンドを第1パーソナルコンピュータ2から第2パーソナルコンピュータ4に出力・送信(128)し、第2パーソナルコンピュータ4はバッチファイルコマンドを受信(130)し、第1パーソナルコンピュータ2は所定時間の遅延動作を開始する(132)。

【0025】次に、第2パーソナルコンピュータ4においてローダファイルを起動(134)し、第1パーソナルコンピュータ2からのターゲットソフトウェア転送の受信待ちとし、バッチコマンドの出力から所定の遅延時間の経過後に第1パーソナルコンピュータ2はターゲットソフトウェアの転送を開始(136)し、第2パーソナルコンピュータ4はターゲットソフトウェアの受信を開始(138)するとともに、第2パーソナルコンピュータ4内にターゲットソフトウェアのファイルを作成し、転送の終了後に第1パーソナルコンピュータ2のリモートインストール用ソフトウェアを終了(140)させる。

【0026】そして、第2パーソナルコンピュータ4においてバッチファイルのオペレーティングシステムコマンドにより入力設定を標準入力に戻し(142)、第2パーソナルコンピュータ4においてターゲットソフトウェアを起動(144)させ、リモートインストール作業を終了(146)させる。

【0027】これにより、機種やメディアの異なる2台の第1、第2パーソナルコンピュータ2、4間に互換性を有せしめ、新たに互換用ソフトウェアや外付け型ディスクドライブを購入する必要がなく、経済的に有利であるとともに、機種やメディアに合致させるための変換操

6

作が不要となり、使い勝手を向上することができる。

【0028】また、専用RS-232Cケーブルからなるケーブル6を利用してファイルの送信を行うことにより、リモート側第2パーソナルコンピュータ4側にディスクドライブを有しないものにも対応でき、実用上有利である。

【0029】なお、この発明は上述実施例に限定されるものではなく、種々の応用変更が可能である。

【0030】例えば、この発明の実施例においては、ローカル側第1パーソナルコンピュータやリモート側第2パーソナルコンピュータの入力操作をキーボードから行ったが、手持ち式位置入力装置(一般に、マウスと称される)を使用して入力操作を行うことも可能である。

【0031】また、この発明の実施例においては、デスクトップ型のローカル側第1パーソナルコンピュータ2とデスクトップ型のリモート側第2パーソナルコンピュータ4とを接続する構成としたが、図3に示す如く、デスクトップ型のローカル側第1パーソナルコンピュータ2とノート/ラップトップ型のリモート側第2パーソナルコンピュータ10との接続や、図4に示す如く、ノート/ラップトップ型のローカル側第1パーソナルコンピュータ20とノート/ラップトップ型のリモート側第2パーソナルコンピュータ22との接続、あるいはその他の接続態様とすることが可能である。

【0032】

【発明の効果】以上詳細に説明した如くこの発明によれば、ローカル側第1パーソナルコンピュータとこの第1パーソナルコンピュータに対して少なくとも機種やメディアのいずれかの異なるリモート側第2パーソナルコンピュータとをケーブルにより接続し、リモートインストール用ソフトウェアにより第2パーソナルコンピュータにおけるターゲットソフトウェアの起動を可能とし、機種やメディアの異なる2台の第1、第2パーソナルコンピュータ間に互換性を有せしめ、新たに互換用ソフトウェアや外付け型ディスクドライブを購入する必要がなく、経済的に有利であるとともに、機種やメディアに合致させるための変換操作が不要となり、使い勝手を向上させ得る。また、ケーブルを利用してファイルの送信を行うことにより、リモート側第2パーソナルコンピュータ側にディスクドライブを有しないものにも対応でき、実用上有利である。

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明の実施例を示すリモートインストール用フローチャートである。

【図2】デスクトップ型のローカル側第1パーソナルコンピュータとデスクトップ型のリモート側第2パーソナルコンピュータとの接続状態を示す図である。

【図3】この発明の他の第1接続態様を示すデスクトップ型のローカル側第1パーソナルコンピュータとノート/ラップトップ型のリモート側第2パーソナルコンピ

7

8

ータとの接続状態の概略図である。

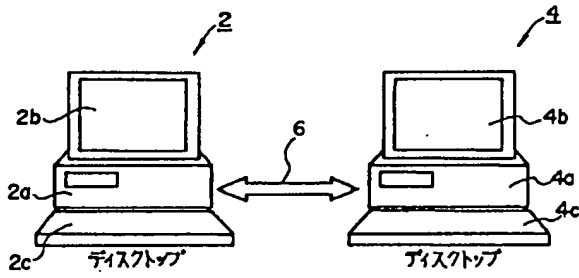
【図4】この発明の他の第2接続態様を示すノート/ラップトップ型のローカル側第1パーソナルコンピュータとノート/ラップトップ型のリモート側第2パーソナルコンピュータとの接続状態の概略図である。

【符号の説明】

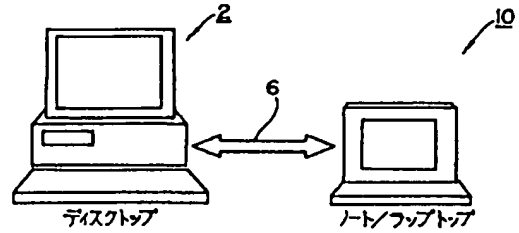
- 2 ローカル側第1パーソナルコンピュータ
- 2 a 第1本体部

- 2 b 第1CRT
- 2 c 第1キーボード
- 4 リモート側第2パーソナルコンピュータ
- 4 a 第2本体部
- 4 b 第2CRT
- 4 c 第2キーボード
- 6 ケーブル

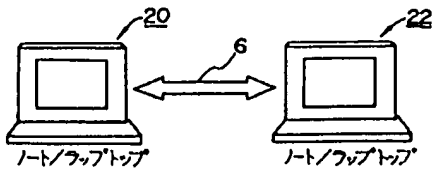
【図2】



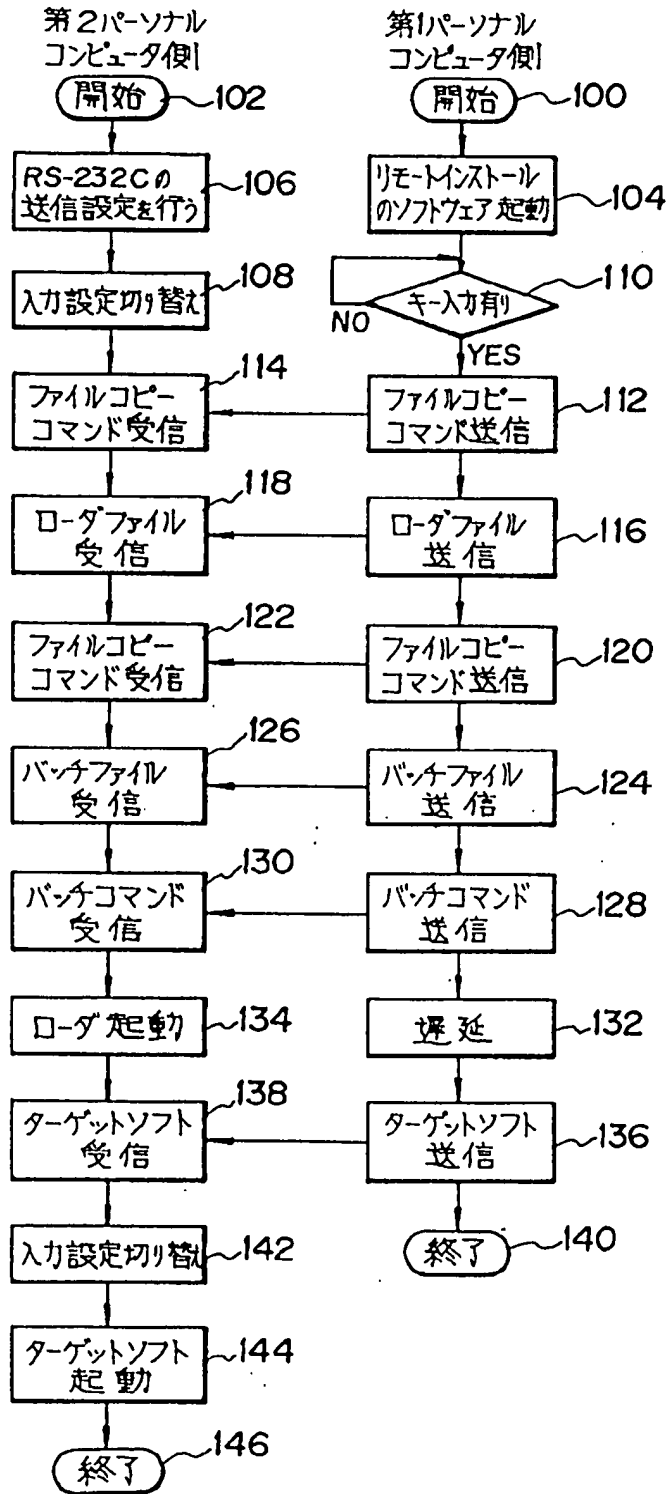
【図3】



【図4】



【図1】





フロントページの続き

- (72)発明者 小林 保正  
埼玉県新座市本多1-12-23  
(72)発明者 表 篤男  
東京都北区赤羽北2-32-2

- (72)発明者 ゴードン フリー  
アメリカ合衆国、ワシントン州98011、フ  
リーランド、サウスフィッシュロード5848  
番地  
(72)発明者 プレット ギルバート  
アメリカ合衆国、ワシントン州98203、エ  
ヴェレット、54 ティー エイチ エス、  
ダブリュー.、3111番地